

7 福薬業発第 2 4 号
令和 7 年 4 月 1 4 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして福岡県後期高齢者医療広域連合より別添のとおりご連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

(公印省略)

7 福高医保第 4 3 号
令和 7 年 4 月 1 1 日

福岡県薬剤師会長 様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形 祐二

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について（依頼）

陽春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から後期高齢者医療制度の運営につきましては、特段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度では、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応として、デジタルとアナログの併用期間を確保する観点から、令和 7 年 7 月 3 1 日までは、新たに加入された方や、転居などにより、お持ちの被保険者証が利用できなくなる方について、マイナ保険証の保有状況に関わらず、「資格確認書」を交付するという暫定運用を行っております。

この度、令和 7 年 4 月 3 日付厚労省通知（別紙参照）のとおり暫定運用を令和 8 年 7 月 3 1 日まで継続することとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、会員の皆様への周知について御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 参考 令和 7 年 4 月 3 日付厚生労働省通知文書

お問合せ
福岡県後期高齢者医療広域連合
保険課資格保険料係 担当：草場
TEL092-651-3112 fax092-651-3120
shikakukanri@fukuoka-kouki.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日に現行の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付については、「後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて」（令和 6 年 9 月 26 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「暫定運用事務連絡」という。）の一により、令和 7 年 8 月の年次更新までの間の暫定的な運用として、昨年 12 月 2 日以降の新規加入者等については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とすること（以下「暫定運用」という。）としていたところです。

昨年 12 月以降、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にある中で、本年 7 月 31 日に、後期高齢者医療制度の発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中する恐れがあります。

こうした混乱を回避しマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和 8 年 8 月の年次更新までの間、暫定運用を継続することといたしましたので、御連絡いたします。

以下の内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。

記

一 資格確認書の職権交付に係る暫定的な運用について

令和８年８月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年８月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とするとともに、本年８月以降、新規加入者や券面情報に変更が生じた者についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする。このとき、マイナ保険証を保有する方も含め資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせを交付する必要はない。

なお、暫定運用の継続により資格確認書の発行に当たりかかり増す経費については、特別調整交付金により措置する予定であるが、詳細については確定次第、別途お知らせする。

二 マイナ保険証の利用促進について

一の取扱いは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、後期高齢者についてデジタルとアナログの併用期間を確保するための暫定的な運用であることから、この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。

各後期高齢者医療広域連合におかれては、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」（令和７年４月３日厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）の内容も踏まえ、引き続きマイナ保険証の利用促進に努めていただくようお願いする。

また、高齢者向けのマイナ保険証の説明動画の作成、目視モードの利用改善やスマートフォンへのマイナ保険証機能の搭載に向けた改修等、厚生労働省としても、マイナ保険証を利用しやすい環境の整備やマイナ保険証の利用促進に引き続き取り組んでいく。また、消防庁においては、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を進めている。

後期高齢者医療広域連合においてマイナ保険証の利用促進の周知広報に取り組む際には、マイナ救急の活用事例など、政府におけるマイナ保険証の利用促進等の取組も参照いただきたい。

以上